

桑名・員弁広域環境基本計画策定業務委託プロポーザル選定基準

1 評価項目、評価内容及び配点

一次審査（書類審査）			
評価項目		評価内容	配点
業務実施	実務実績	本業務と同種・類似業務の受注実績があるか	5
	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか	5
	作業工程	適切な時間配分がなされたスケジュールであるか	5
提案項目	現状把握	現状を把握する方策が提案されているか	5
		アンケートの方法は適切であるか	5
		国、県等の現状を把握しているか	5
	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	分かりやすく具体的な提案がされているか	5
		温室効果ガス排出量の推計に関する提案がされているか	5
		温室効果ガス排出量算定ファイルについて提案が適当か	5
	進捗管理	具体的な提案はあるか	10
	独自提案	実効性のある提案がされているか	10
経費項目	見積額	10点×提案者の内最も低い見積価格÷提案者の見積価格 ※小数点以下切捨	10
二次審査（プレゼンテーション）			
全体評価	意欲、コミュニケーション能力	企画提案書に関する補足説明が分かりやすく、当該業務に対する意欲が感じられるか	5
	業務の理解度	当該業務の目的、内容等理解度が十分か	10
	業務の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか	10

2 選定の方法

- ① 選定は桑名・員弁広域環境基本計画策定業務プロポーザル審査委員会が行う。
- ② 各審査委員会委員は上記の評価項目、評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ③ 一次審査と二次審査の合計点で選定を行う。ただし、一次審査を省略した場合は、二次審査において全項目を評価する。
- ④ 6割を最低基準とし、最低基準に満たない提案者は選外とする。
ただし、半数以上の項目で、5割以上の得点があること。
- ⑤ 評価点の合算した値が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
ただし、評価点が同点の場合は、経費項目の得点が高い提案者を選定する。
- ⑥ 提案者が1者のみの場合で最低基準点を満たすときは、当該提案者を優先交渉権者として選定する。
- ⑦ 点数評価
 配点5点 ・非常に良い：5点、良い：4点、普通：3点、あまり良くない：2点、良くない：1点
 該当なし：0点
 配点10点 ・非常に良い：10点、良い：8点、普通：6点、あまり良くない：4点、良くない：2点
 該当なし：0点